

施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会 第1回学校運営部会

（日 時 令和5年1月11日（水）
午後6時～
場 所 大和コミュニティセンター）

開 会

- 1 部会長あいさつ
- 2 副部会長の選出
- 3 協議
(1) 学園の場所について
- 4 助言

閉 会

【経過】

- (1) 11月 1日（火） 第1回準備委員会（全体会）
- (2) 11月30日（水） 第1回ワークショップ テーマ「目指す学園像①」
- (3) 12月14日（水） 第1回執行委員会
- (4) 12月21日（水） 第2回ワークショップ テーマ「学園の場所」

【配付資料】

- 資料1 施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会学校運営部会名簿...P 1
資料2 施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会設置要綱.....P 2
資料3 第2回ワークショップのまとめ.....P 6
資料4 候補地の課題とその比較.....P 7

参考資料

- (1) 第2回ワークショップ 成果物写真
- (2) 第2回ワークショップ 候補地の選定基準
- (3) 第2回ワークショップ アンケート結果

施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会 学校運営部会名簿（20名）

番号	氏名	区分	所属等	備考
1	槻館 憲靖	学校運営協議会	塩田小学校学校運営協議会会長	
2	國澤 宗蔵	学校運営協議会	三輪小学校学校運営協議会会長	
3	堅多 敦之	学校運営協議会	岩田小学校学校運営協議会会長	
4	大冨 哲也	学校運営協議会	束荷小学校学校運営協議会会長	
5	的井 勝巳	学校運営協議会	大和中学校学校運営協議会会長	
6	田中 道太郎	保護者	塩田小学校 P T A 会長	
7	大田 敏之	保護者	三輪小学校 P T A 会長	
8	井本 眞明	保護者	岩田小学校 P T A 会長	
9	藤井 伸浩	保護者	束荷小学校 P T A 会長	
10	網本 雅彦	保護者	大和中学校 P T A 会長	
11	吉田 哲朗	教職員	塩田小学校校長	
12	品川 和之	教職員	三輪小学校校長	
13	磯部 祥生	教職員	岩田小学校校長	
14	福田 康子	教職員	束荷小学校校長	
15	河本 政之	教職員	大和中学校校長	部会長
16	吉田 聡	教職員	塩田小学校（教務主任）	
17	片山 留奈	教職員	三輪小学校（小中一貫教育担当）	
18	田中 崇江	教職員	岩田小学校（小中一貫教育担当）	
19	石田 博文	教職員	束荷小学校（小中一貫教育担当）	
20	深田 知子	教職員	大和中学校（小中一貫教育担当）	

施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会設置要綱

光市教育委員会

(設置)

第1条 施設一体型小中一貫ひかり学園の新設に係る方針に基づき、光市立大和中学校区において小学校及び中学校の施設を同一敷地内に設置した施設一体型の小中一貫教育を実現するため、施設一体型小中一貫やまと学園準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、施設一体型の小中一貫やまと学園（以下「学園」という。）の新設に関して、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 学園の位置に関する事。
- (2) 学園の施設等の整備に関する事。
- (3) 学園の運営に関する事。
- (4) 学園の校名、校歌、校章、校旗等に関する事。
- (5) 教育課程に関する事。
- (6) 学びの保障及び充実に関する事。
- (7) 通学方法及び安全確保に関する事。
- (8) 学園と地域との連携に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学園の児童生徒の保護者の代表者
- (2) 学園の校区の地域の代表者
- (3) 学園の学校の代表者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第4条 準備委員会は、教育長が招集する。

(執行委員会)

第5条 準備委員会の議決機関として、執行委員会を置く。

- 2 執行委員会は、第2条に規定する所掌事項を協議し、その結果について教育長に報告するものとする。
- 3 執行委員会に属する委員（以下「執行委員」という。）は、教育長が指名する。
- 4 執行委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員長は教育長が指名する委員、副委員長は委員長が指名する委員をもってこれを定める。
- 5 委員長は、執行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 執行委員会は、委員長が招集する。
- 8 執行委員会の議長は、委員長をもって充てる。
- 9 執行委員会は、執行委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 10 委員長は、必要に応じて執行委員会に執行委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第6条 第2条に規定する所掌事項について検討するため、次に掲げる部会を置く。

- (1) 学校運営部会
- (2) P T A部会
- (3) 通学部会
- (4) 地域部会
- (5) 教育課程部会
- (6) 事務部会
- (7) その他

- 2 部会は、別表に掲げる所掌事項を協議し、その結果について執行委員会に報告するものとする。
- 3 部会に属する委員（以下「部会員」という。）は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会長は委員長が指名する部会員、副部会長は部会長が指名する部会員をもってこれを定める。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会の議長は、部会長をもって充てる。
- 9 部会長は、必要に応じて部会に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(補足)

第8条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

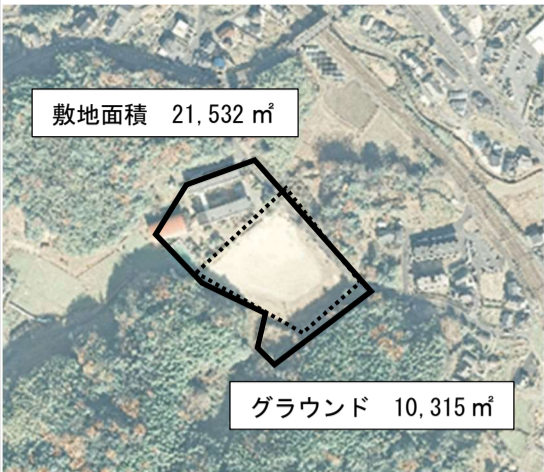
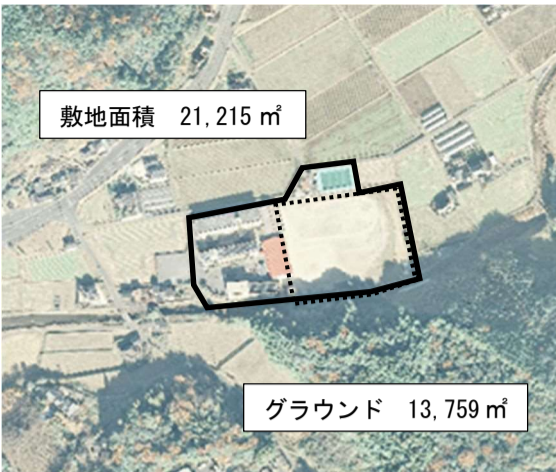
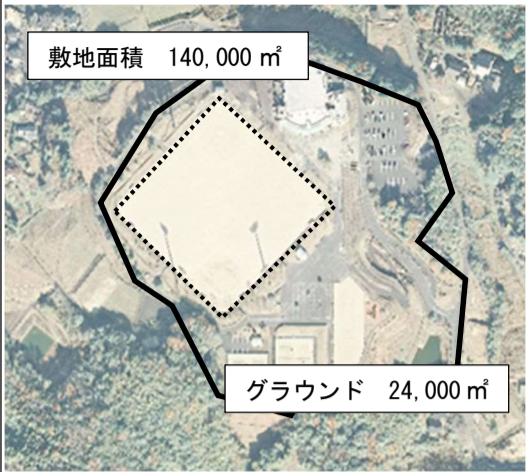
- 1 この告示は、令和4年10月17日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、第3条第2項に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

別表

部会名	所掌事項
学校運営部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 目指す学園像に関する事。 2 学校運営に関する事。 3 校名・校歌・校章・校旗等に関する事。 4 他の部会に属さない事項に関する事。
P T A 部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 P T A 組織及び運営に関する事。 2 制服・体操服等に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、保護者に関する事。
通学部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学路・通学方法に関する事。 2 通学時の安全確保に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、通学・安全に関する事。
地域部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域交流活動に関する事。 2 地域との連携に関する事。 3 地域連携カリキュラムに関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、地域に関する事。
教育課程部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育課程に関する事。 2 日課時程に関する事。 3 学校行事に関する事。 4 前3号に掲げるもののほか、教育内容に関する事。
事務部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 備品に関する事。 2 予算に関する事。 3 保存文書等の整理に関する事。 4 移転計画に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、事務に関する事。

選定基準	①岩田小学校	②大和中学校	③大和総合運動公園
安全・安心	安全・安心な場所(ハザード) 災害に強い	安全・安心な場所(ハザード) 災害に強い 見通しがよい	避難所として利用できる
広さ		周りの土地を広げられる可能性 周りに土地がある 平地	敷地面積が広い・きれい いろいろな活動ができる広さがある 駐車場が広くとれる バス転回OK
通学・交通	通学効率がよい 通学路の安全(歩道の確保) 駅に近い アクセス、交通、区域外	通学手段に問題なし バスがある	通学効率がよい 駅に近い
集まりやすさ 大和の中央	公共施設、生活の中央	大和地区の中心、中心地・6km以内 通学距離が同じくらい、バランス〇、公平	中心地 大和地域の生活圏の中央 集まりやすい(交通面でも)
環境	静かな場所・周りが静か 日当たりがよい 交通量が少ない	静かな場所 日当たりがよい 交通量が少ない	日当たりがよい・明るい(日照) 高台(水はけがよい)
学習活動	地域学習の場所に近い 校外学習・町たんけん◎ 公の施設に近い		伊藤公記念館へ最も近い 建設中の学びの保障
地域・交流	地域住民との関わり 駅、店、コミセン、交番が近い 企業、店の位置 生活圏がフラット 近所とのトラブルなし	土地がフラット	交流ができる・地域住民が多い 人(地域・地域外)が集まりやすい 共用の利点(コミスク的な) 地域と施設共有 病院が近い
自然	自然がある、山がある	川がある、山がある、自然 田んぼに囲まれている 石城山に近い・行きやすい	
施設・設備	既存施設を利用できる プールがある グラウンド〇 グラウンドはまあまあ広い	既存施設を利用できる 武道場がある プールがある グラウンドが広い グラウンドの形、広さ 増設しやすい	施設が新しい 新校舎・プールが作れる 体育館が広い・ホールにもなる アリーナ・柔剣道場にエアコンがある グラウンドが広い クラブチーム化にも対応 ナイター設備がある 道路、駐車場が整備されている ミニ公園があるので、幼保が作れそう 形〇 大きな和の形
その他	スポーツ公園に近い スポセンとつながるかも		独自性のある学校が作れる ロードレースが校内で開催できる 予算低 開放感がある 4小1中、みな平等

候補地の課題とその比較

選定基準	①岩田小学校	②大和中学校	③大和総合運動公園
現況			
安全・安心			敷地の一部にハザードがある 【解決案】 擁壁工事等によりハザードの解消が可能
			都市公園のため、不特定の公園利用者がある（散歩・グラウンドゴルフ等） 【学校運営上、懸念されること】 【解決案】
広さ	国の基準は満たすが、敷地の拡張について要検討 【解決案】新たな土地の確保、レイアウトの工夫等		都市公園区域内に学校を新設する場合、学校部分を都市公園区域から外し、隣接地に新たに都市公園区域を設定する必要がある。
	スクールバスの乗入・転回エリア、駐輪場・駐車場等の整備が必要 【解決案】新たな土地の確保、レイアウトの工夫等		
通学・交通	通学距離 6 km を超える地域がある 【学校運営上、懸念されること】 【解決案】 多様な通学方法の工夫等	スクールバスの台数が多く必要 【学校運営上、懸念されること】 【解決案】 運転手の確保、市営バス等との連携等	通学距離 6 km を超える地域がある 【学校運営上、懸念されること】 【解決案】 多様な通学方法の工夫等
		自転車通学の際に危険箇所（大和総合病院前）を通る子どもが多い 【解決案】 道路の拡幅、歩道の整備の要望等	
集まりやすさ 大和の中央			
環境			都市公園のため、車の出入りが多い 【解決案】 車の動線の確保・明確化等
学習活動	施設整備の手法によっては学校施設の使用制限が発生する 【解決案】 他の小学校施設の活用、工法・レイアウトの工夫等		
地域・交流			
自然			
施設・設備			スポーツセンター・グラウンドの使用に、一般の利用者と共用の調整が必要（例えば、運用方法の検討により、平日は学校利用を優先し、一般利用を制限するなど）。また、都市公園の機能を維持する必要がある。 【学校運営上、懸念されること】 【解決案】
	武道場がない 【解決案】 武道場の新設等		プールがない 【解決案】 プールの新設、他施設のプールの活用等

都市公園について

■都市公園を設置する目的

(1) 市民の活動の場、憩いの場

緑とオープンスペースは、子供からお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点です。

(2) 良好な都市環境の提供

公園等を整備し、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を提供します。

(3) 都市の防災性の向上

震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点など、公園には防災の効果があります。

(4) 豊かな地域づくりや地域の活性化

にぎわいの場となる公園の整備や、地域の歴史的・自然的資源を活用した観光振興の拠点の形成などの地域間の交流・連携の拠点となる緑とオープンスペースの確保は、快適で個性豊かな地域づくりに必要不可欠です。



●一定のルールに基づき公園を整備しなければいけません。

大和総合運動公園は『都市公園』

■大和総合運動公園について

●都市公園は、身近な利用から広域的な利用など、様々な規模や種類があり、8つに区分されます。

●大和総合運動公園は、そのうち「運動公園」にあたります。

■施設の利用者について

(単位：件・人)

施設名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	使用件数	使用人員	使用件数	使用人員	使用件数	使用人員
スポーツセンター	3,870	35,853	2,390	19,069	2,778	22,475
グラウンド	2,677	68,630	2,170	34,483	2,187	39,333
うち夜間照明	682	5,552	424	2,791	478	3,706